

# 東京医科歯科大学病院歯科衛生保健部規則

平成21年3月17日  
規則 第5号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学病院歯科衛生保健部（以下「歯科衛生保健部」という。）については国立大学法人東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目的)

第2条 歯科衛生保健部は、病院長の管理の下に、本院の患者に対し、診療及び療養上に必要な口腔保健・歯科衛生士業務を行う。

## (組織)

第3条 歯科衛生保健部に次の部門を置く。

- (1) 管理部門
- (2) 外来部門

## (職員及び職務)

第4条 歯科衛生保健部に次の職員を置く。

- (1) 歯科衛生保健部長（以下「部長」という。）
- (2) 副歯科衛生保健部長（以下「副部長」という。）
- (3) 主任歯科衛生士（以下「主任」という。）
- (4) 医療職員

- 2 部長は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充てる。
- 3 部長は、病院長の命を受け、歯科衛生保健部の管理運営にあたる。
- 4 副部長は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充てる。
- 5 副部長は、部長の職務を補佐し、所掌業務を処理する。
- 6 主任は、歯科衛生保健部の医療職員をもって充て、副部長の命を受け、所掌業務を分掌する。
- 7 医療職員は、主任の命を受け、それぞれの業務を行う。

## (選考)

第5条 部長の選考は、病院運営会議が候補者を学長に推薦し、学長が行う。

## (歯科衛生保健部管理者会議)

第6条 歯科衛生保健部の円滑な運営を図るため、歯科衛生保健部管理者会議を置く。

- 2 歯科衛生保健部管理者会議は、次の事項について審議する。
  - (1) 口腔保健・歯科衛生士業務に関する事項
  - (2) 歯科衛生保健部が分掌する業務の連絡調整に関する事項
  - (3) その他必要な事項

第6条 歯科衛生保健部管理者会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 部長

- (2) 副部長
- (3) 主任
- (4) 歯科衛生保健部長が指名する者 若干名

第7条 歯科衛生保健部長は、必要に応じ歯科衛生保健部管理者会議を招集する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、歯科衛生保健部の運営及び業務の実施に関し、必要な事項は病院運営会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。